

## 小松島市地域子育て支援拠点事業委託仕様書(案)

### 1 事業の目的

小松島市地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）は、乳児又は幼児及びその保護者（以下「親子」という。）が地域において相互の交流を行う拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感等の緩和を図り、もって子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

### 2 一般的事項

- (1) 本事業は、小松島市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成21年6月11日施行）及び「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529号第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に定めるところにより、関係法令を遵守して実施するものとする。
- (2) 本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる諸帳簿等を常に備え付け、本事業に関する事項を記録するとともに、必要に応じ、当該記録した事項を市に報告するものとする。
  - ア 事業計画書及び職員配置計画書
  - イ 本事業の実績に関する記録及び統計を記載した書類
  - ウ 業務日誌その他利用関係書類
  - エ その他関係書類
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 事業者は、この仕様書に明記がない場合であっても、本事業の目的に照らし必要と認められる業務は、市と協議の上、誠実に履行するものとする。
- (5) 事業者は、本事業の実施に当たり、必要に応じ、市と協議することができる。
- (6) この仕様書に関して疑義がある場合は、別途、市と協議し決定する。

### 3 事業の内容

- (1) 実施場所
  - ア 親子が集う場所として適した場所で実施すること。
  - イ 複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
  - ウ 駐車場を確保すること。
- (2) 実施施設
  - ア 実施施設は、小松島市長が事業を実施するに相当と認める施設を、事業者が確保するものとする。
  - イ 親子が集う場所に適した環境を有する室内とし、おおむね10組の親子が一度に利用できることができる程度の広さ（50平方メートル以上）を確保すること。
  - ウ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、幼児用トイレ、おむつ交換スペースなど、乳児又は幼児を連れて利用するための設備を有すること。

### (3) 職員

親子の支援に関して意欲がある者であって、育児及び保育に関する相談、指導等について相当の知識及び経験を有する専任の職員（保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者若しくは地域子育て支援拠点事業による子育て支援員研修を修了した者）を2人以上（非常勤でも可）配置すること。

### (4) 開所日及び開所時間

原則として、週5日以上、かつ1日5時間以上開所すること。

### (5) 事業内容

#### ア 親子の交流の場の提供及び交流の促進

- ・親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施する。
- ・受付票を備え、地域別年齢別統計をとる。

#### イ 子育て等に関する相談及び援助の実施

- ・子育てに不安や悩みなどを持っている親子に対する相談、援助を実施する。
- ・相談内容等は記録し、相談件数・内容等の統計をとる。
- ・関係機関との連携を図る。

#### ウ 地域の子育てに関連する情報の提供

- ・親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供する。
- ・市の利用者支援専門員の情報等の提供に関して連携協力を図る。

#### エ 子育て及び子育てに対する支援に関する講習等の実施

- ・親子や、将来、子育て支援に関するスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

#### オ 地域の実情に応じた子育て支援の実施

- ・地域ボランティアの育成、子育て支援サークルの立ち上げ・支援など、地域の子育て資源の発掘・育成にかかる取組を実施する。

## 4 事業の利用料

地域子育て支援センターの利用料は、無料とする。ただし、講習会の材料費等利用者において負担することが適当と認められる最低限の実費については、徴収することができる。

## 5 情報の取扱いに関する事項

本事業の実施に当たっては、小松島市個人情報保護条例（平成12年小松島市条例第53号）に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。また、本事業に関する記録の管理及び保管並びにホームページ等による情報の発信についても、十分留意しなければならない。

## 6 その他

- (1) 事業者は、各月に実施した本事業について、次に掲げる事項を記載した事業実績報告書を、その翌月の10日（3月に実施した本事業については、同月末日）までに、

市に提出しなければならない。

ア 施設の開放による利用の状況

イ 子育て等に関する相談及び援助の実施の状況

ウ 地域の子育てに関連する情報の提供の状況

エ 子育て及び子育てに対する支援に関する講習等の実施の状況

(2) 事業者は、年度の終了後、本事業の実施に関して完了報告をしなければならない。

この場合において、当該完了報告書には、実績報告のほか、収支報告を含むものとする。